

【資料 2】

改正個人情報保護法と札幌市個人情報保護条例との主な相違点及び考え方

【略称】

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 51 条による改正後の個人情報の保護に関する法律：**保護法**
- 札幌市個人情報保護条例：**現行保護条例**
- 札幌市情報公開条例：**公開条例**
- 保護法を施行するために新たに制定する予定の条例：**施行条例**
- 個人情報保護委員会：**保護委員会**

※赤枠で囲んだ事項が審議会でご審議いただきたいもの

項番	項目	主な相違点	考え方
1	保護法の適用対象となる本市の機関 【保護法の規定】 2条11項2号 【現行保護条例の規定】 2条2号	現行保護条例では議会も含まれるが、 <u>保護法では議会が含まれず、議会が自律的な対応により個人情報保護を行う。</u>	どのような規程を設けるか、議会において対応を検討中。議会が独自に判断することになる。
2	収集の制限 【保護法の規定】 61条、64条、62条 【現行保護条例の規定】 7条2項	<ul style="list-style-type: none"> ・現行保護条例では、個人情報は<u>原則として本人から収集しなければならないこととされているが、保護法ではこの原則がない。</u> ・一方、保護法では、個人情報の保有について法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定されている。 	保護法では、個人情報の保有が限定されているため、保護法の規律全体で見ただけの場合には個人情報の保有に係る保護水準が維持されている。

項番	項目	主な相違点	考え方
3	<p>目的外利用・提供</p> <p>【保護法の規定】</p> <p>69条、63条</p> <p>【現行保護条例の規定】</p> <p>8条1項</p>	<p>・現行保護条例では、個人情報の目的外利用・提供を原則として禁止しつつ、次の①～⑦のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①法令等に定めがある場合、②本人の同意がある場合、③出版、報道等で公の場合、④生命、身体又は財産を守る場合、⑤内部利用の場合でやむを得ない理由がある場合、⑥国等に提供する場合で緊急の場合、<u>⑦審議会に意見を聴いて特に必要であると認められた場合</u></p> <p>・保護法でも、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の①～⑥のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p><u>①法令に基づく場合、②本人の同意がある場合、③統計・学術のため、④本人利益になる場合、⑤内部利用の場合等で相当の理由がある場合、⑥その他特別の理由がある場合</u></p> <p>・上記⑤及び⑥の基準を保護委員会が示すことにより、個人データの流通に支障を及ぼすことなく、全国一律の保護水準が保たれることになる。</p>	<p>○保護法においては、目的外利用・提供は原則禁止としつつ、例外について、現行保護条例にある「⑦審議会が特に必要と認めた場合」を「⑤内部利用の場合等で相当の理由がある場合」、「⑥その他特別の理由がある場合」に代えている。</p> <p>○そして、保護委員会が⑤及び⑥の全国一律の基準を定めるため、審議会において具体的な事例を1件ずつ審議し、特別に認めてもらう必要性はなくなった。</p>

【審議事項】 条例要配慮個人情報について

項番	項目	主な相違点
4	<p>(条例) 要配慮個人情報について</p> <p>【条例規定任意事項】</p> <p>【保護法の規定】</p> <p>2条3項、60条5項、61条、64条、68条</p> <p>【現行保護条例の規定】</p> <p>7条4項</p>	<p>・現行保護条例では、「<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報</u>」は法令等に定めがあるとき又は審議会が認めたときでなければ収集できない。</p> <p>・保護法では要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障がいがあることなど）を定義している。</p> <p>・保護法では、要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを保有している場合は、公表する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる旨を明記する必要がある。</p> <p>・なお、保護法では、「<u>地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの</u>」を「条例要配慮個人情報」として別途条例で定めることができることとされた（個人情報ファイル簿の対応は要配慮個人情報と同じ。）。</p> <p>※ 保護委員会が想定する条例要配慮個人情報の例</p> <p>① L G B Tに関する事項</p> <p>②生活保護の受給</p> <p>③一定の地域の出身である事実</p>

項番	項目	主な相違点	考え方
5	電子計算機処理の制限 【保護法の規定】 66条 【現行保護条例の規定】 9条	現行保護条例では、電子計算機で個人情報取扱事務の処理を開始等しようとするときは、原則として審議会の意見を聴く必要があるが、保護法ではこのような規定はない。	○社会全体のデジタル化の進展を受け、保護法では、電子計算機を用いた個人情報の取扱いに特化した規定を設けていない。 ○保護法では、オンラインかオフラインかを問わず、個人情報の保護措置に関して体系的に整理することが要請されており、今後、本市においては、情報セキュリティポリシーやマイナンバーの保護措置を含めた体系的な安全管理措置のルールを定める。
6	電子計算機の結合による提供の制限 【保護法の規定】 66条、69条 【現行保護条例の規定】 10条	現行保護条例では、電子計算機同士を通信回線で接続して本市が保有する個人情報を外部に提供することは、①法令等に定めがあるとき、②審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときのみ可能とされているが、保護法ではこのような規定はない。	○また、個人情報の提供については、項番3のとおり目的外の提供を原則禁止としつつ、「内部利用の場合等で相当な理由がある場合」、「その他特別な理由がある場合」などを規定している。 ○新たに定める安全管理措置や保護委員会から示される「相当な理由」及び「特別な理由」の判断基準が現行保護条例の審議会に代わるものとなり、これらに基づき運用することで適切な保護水準を確保する。

【審議事項】 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書について

項番	項目	主な相違点	
7	個人情報ファイル簿の新設及び別の帳簿の作成 【条例規定任意事項】 【保護法の規定】 60条2項、74条、75条 【現行保護条例の規定】 6条	<ul style="list-style-type: none"> ・現行保護条例では、個人情報取扱事務届出書（事務ごとに、①名称、②目的、③記録項目、④収集、利用の方法、などを記載するもの。以下「事務届出書」という。）を作成・閲覧に供しなければならないとされている（行政情報課で閲覧）。 ・一方、保護法においては、<u>個人情報ファイル（システムの個人情報データベースや名簿（索引のあるもの）で管理されている個人情報）ごとに、個人情報ファイル簿（法定単票）を新たに作成し、これらの法定単票をまとめた個人情報ファイル簿を公表する必要がある</u>（1年未満に消去するもの、本人の数が1000人未満のものなどは除く。）。 ・個人情報ファイル簿（法定単票）への記載項目は、①名称、②利用目的、③記録項目、④収集方法、⑤（条例）要配慮個人情報が含まれている場合はその旨 など。 ・なお、保護法では、条例で規定することで、<u>上記の個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿（現行保護条例での事務届出書）を作成し、公表することが可能とされている。</u> 	
項番	項目	主な相違点	考え方
8	任意代理人による開示請求等 【保護法の規定】 76条2項、77条2項ほか 【現行保護条例の規定】 14条	個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、現行保護条例では法定代理人のみ本人に代わって請求が可能だったが、 <u>保護法では法定代理人のほか、任意代理人も請求が可能となった。</u>	任意代理人の代理権等の確認の取扱いについて、政令や保護委員会により示される基準に従い適切に運用する。

【審議事項】 開示決定等の期限 / 公開条例との整合性

項番	項目	主な相違点												
9	開示決定等の期限 【条例規定任意事項】 【保護法の規定】 108条、83条、84条 【現行保護条例の規定】 21条、22条	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護法の期限</th> <th>現行保護条例の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⓐ原則</td> <td>30日以内</td> <td>14日以内</td> </tr> <tr> <td>Ⓑ通常延長（※1）</td> <td>Ⓐ+30日=60日</td> <td>Ⓐ+30日=44日</td> </tr> <tr> <td>Ⓒ特例延長（相当部分の開示決定等）（※2）</td> <td>60日以内</td> <td>44日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 やむを得ない理由により延長する場合。保護法、現行保護条例いずれも、Ⓐの期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長が可能</p> <p>※2 開示請求に係る個人情報著しく大量で、Ⓑの期間内に開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に延長が可能。この場合、開示請求に係る個人情報の相当の部分についてⒸの期間内に開示決定を行い、残りの個人情報については相当の期間内に決定すれば足りる。</p>		保護法の期限	現行保護条例の期限	Ⓐ原則	30日以内	14日以内	Ⓑ通常延長（※1）	Ⓐ+30日=60日	Ⓐ+30日=44日	Ⓒ特例延長（相当部分の開示決定等）（※2）	60日以内	44日以内
	保護法の期限	現行保護条例の期限												
Ⓐ原則	30日以内	14日以内												
Ⓑ通常延長（※1）	Ⓐ+30日=60日	Ⓐ+30日=44日												
Ⓒ特例延長（相当部分の開示決定等）（※2）	60日以内	44日以内												
10	開示義務（公開条例との整合性） 【条例規定任意事項】 【保護法の規定】 78条1項・2項 【現行保護条例の規定】 16条	<ul style="list-style-type: none"> ・保護法と現行保護条例の開示請求に係る不開示情報に大きな違いはない。 ・保護法で不開示情報であっても公開条例で開示することとされている情報については、条例で定めることで開示情報とすることができる。 ・逆に、保護法で不開示情報とされていない情報であっても、①情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で、②公開条例で開示しないとされている情報のうち、③公開条例との整合性を確保するために不開示にする必要がある情報については、条例で定めることで不開示情報とすることができる。 												

【審議事項】 開示請求の手数料 / 存否応答拒否の審議会への報告

項番	項目	主な相違点												
11	開示請求の手数料 【条例規定必須事項】 【保護法の規定】 89条 【現行保護条例の規定】 50条	<p>現行保護条例では、手数料は徴収せず、請求者は写しの交付に要する費用（コピー代等）を負担するものとされている。保護法では、請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>手数料</th> <th>写しの交付の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①保護法（国の行政機関）</td> <td>行政文書1件につき、オンラインによる請求は200円、それ以外の請求は300円</td> <td>なし（郵送の場合は郵送費用）</td> </tr> <tr> <td>②現行保護条例</td> <td>徴収しない</td> <td>コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）</td> </tr> <tr> <td>③公開条例</td> <td>徴収しない</td> <td>（同上）</td> </tr> </tbody> </table>		手数料	写しの交付の額	①保護法（国の行政機関）	行政文書1件につき、オンラインによる請求は200円、それ以外の請求は300円	なし（郵送の場合は郵送費用）	②現行保護条例	徴収しない	コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）	③公開条例	徴収しない	（同上）
	手数料	写しの交付の額												
①保護法（国の行政機関）	行政文書1件につき、オンラインによる請求は200円、それ以外の請求は300円	なし（郵送の場合は郵送費用）												
②現行保護条例	徴収しない	コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）												
③公開条例	徴収しない	（同上）												
12	開示請求に対して存否 応答拒否をした場合の 審議会への報告 【条例規定任意事項】 【保護法の規定】 81条 【現行保護条例の規定】 19条	<p>・保護条例では、開示請求で存否応答拒否（※）をした場合には、審議会へ報告することとされているが、保護法ではこのような規定がない。</p> <p>※ 個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること</p>												

項番	項目	主な相違点	考え方
13	審査会の設置根拠 【保護法の規定】 105条 【札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び審査会条例（以下「審議会条例」という。）】	<ul style="list-style-type: none"> ・保護法では、開示請求等での不開示決定等に係る審査請求について行政不服審査法第81条第1項の機関に諮問することとされている。 ・現行保護条例では「札幌市情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」という。）に諮問しているが、この審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置付ける必要がある。 <p>※ 審議会条例の規定を整備するだけで、審査会の役割は変わらない。</p>	審議会条例を改正し、審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置付ける旨を規定し、必要な規定整備を行う。

【審議事項】 行政機関等匿名加工情報の手数料について

項番	項目	主な相違点	考え方
14	行政機関等匿名加工情報制度の新設 【保護法の規定】 60条第3項、2条6項、 109条～123条 【現行保護条例の規定】 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・保護法の改正に伴い、地方公共団体（当面は都道府県及び政令市）にも行政機関等匿名加工情報制度が導入されることになる。 ・現行保護条例では、行政機関等匿名加工情報制度に係る規定はない。 	行政機関等匿名加工情報の提案に対する審査手続、提供の制限、識別行為の禁止及び安全管理措置については保護法の規定に基づき、加工基準については保護委員会から示される基準に基づいて取り扱うことで、この制度を適切に運用する。
15	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 【条例規定必須事項】 【保護法の規定】 119条、115条、118条 【現行保護条例の規定】 なし	保護法では、地方公共団体と行政機関等匿名加工情報に関する契約を締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。	

【審議事項】 審議会への諮問 / 運用状況の公表

項番	項目	主な相違点
16	審議会への諮問 【条例規定任意事項】 【保護法の規定】 129条 【現行保護条例の規定】 7条2項9号、7条4項 2号、8条1項7号、9条 1項及び2項、10条1項 2号	<ul style="list-style-type: none"> ・現行保護条例で審議会に意見を聴くこととされているのは、次の5つである。 ①本人以外からの収集、②思想・信条・宗教等の情報の収集、③目的外の利用・提供、④電子計算機処理の開始、⑤電子計算機の結合による提供 ・保護法では、<u>統一ルールを全国に適用するとの趣旨のもと、審議会に上記①～⑤のような例外的取扱いを認める権限を与えていない。今後審議会に諮るのは、審議会について条例で定めた上で、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限られる。</u> ※ マイナンバー利用に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検はこれまでと同様に審議会への諮問が必要
17	運用状況の公表 【条例規定任意事項】 【保護法の規定】 165条 【現行保護条例の規定】 52条	現行保護条例では、市長が毎年1回個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表することとされているが、保護法では、保護委員会が全行政機関等へ運用状況の報告を求め、公表することとされている。